

農地法第4条・5条必要添付書類について

R4.6

許 可 申 請 書			
・農地法第4条許可申請書（3部）※県、市農業委員会、申請者保管分 ・農地法第5条許可申請書（4部）※県、市農業委員会、申請者（譲受人・譲渡人）保管分			
添 付 書 類 一 覧（2部）※2部のうち1部はコピー可			
1	土地全部事項証明書※2 (法務局で取得したもの※原本に限る。)	14	資金証明書（残高証明書・融資証明書）
		15	見積書
2	位置図(都市計画図等 1/10,000 程度 申請地を赤で表示)	16	配置図 (1/200～1/500 程度) ※4
3	案内図（住宅地図の写し等）	17	設計図（平面図・立面図）
4	公図※2 (法務局で取得したもの※原本に限る。)	18	資材置場・駐車場資料 (予定地と現在地の状況)
5	農用地除外証明書（市農政課） ※一時転用の場合は適合証明を添付	19	法人全部事項証明書 (法人登記簿謄本)
6	34条11号、12号の証明書（市都市計画課）	20	定款・規約
7	印鑑証明（任意添付）	21	決算書
8	戸籍謄本（分家住宅）	22	取締役会議録（任意添付）
9	住民票	23	始末書（無断転用の場合）※3
10	理由書※3	24	認定通知書の写し（太陽光発電施設）
11	同意書 (抵当権等、権利を有する者の同意書)	25	電力会社の受給契約申込書の写し（太陽光発電施設）
		26	資格証の写し
12	事業計画書※3	27	農家証明書（農家住宅・農業用施設）
13	資金計画書※3	28	委任状

※1. その他必要書類を添付して下さい。

※2. 土地全部事項証明書及び公図は原本証明をした写しや公図転写図は不可。2部のうち1部は原本に限ります。

※3. 本人確認書類の写しの添付が無い場合（従来の押印方式で申請する場合は、10.12.13.23の添付書類には申請者の押印が必要です。

※4. 配置図に給水管（引込先）と排水管（排水先）の位置等を記載してください。

※5. 開発行為を伴う農地転用については、市建築開発課で開発行為の手続きを行ってください。

許可申請書は毎月10日締め切りとなっております。（10日が休日の場合は翌開庁日となります。）

- ・農業者年金の関係で経営移譲している場合など、貸借がある場合は合意解約書を提出してから届出してください。
- ・土地全部事項証明書の住所と現住所が異なっている場合は、住所変更を証明できるもの（住民票等）を添付してください。
- ・土地全部事項証明書や住民票等、発行日の記載がある書類については、発行日より3か月以内のものを添付してください。
- ・転用後は必ず法務局で地目変更登記を行ってください。
- ・許可書は再発行できませんので大切に保管してください。

農地法第4・5条チェック表

	分家住宅	資材置場	駐車場	農家住宅	農業用施設	自己用住宅	店舗等
申請書	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書	*	*	*	*	*	*	*
住民票（世帯）	○			○		○	
土地全部事項証明書	○	○	○	○	○	○	○
見積書	○	○	○	○	○	○	○
設計図（平面図/立面図）	○	○	○	○	○	○	○
資金計画書	○	○	○	○	○	○	○
理由書	○	○	○	○	○	○	○
配置図	○	○	○	○	○	○	○
現況説明図	○	○	○	○	○	○	○
位置図	○	○	○	○	○	○	○
公図	○	○	○	○	○	○	○
法人全部事項証明書		◎	◎				◎
事業計画書		◎	◎				◎
資金証明書	○	◎	◎	○	○	○	◎
取締役会議録		*	*				*
定款・規約		◎	◎				◎
決算書		◎	◎				◎
承諾書							
誓約書							
確認書							
同意書							
証明書							
契約書							
排水計画書		○	○				○
写真							
農用地除外証明書	○	○	○	○	○	○	○
農家証明書				○	○		
戸籍謄本	○						
許可書							
免許書							○
資材置場（駐車場）資料		○	○				
農業用倉庫資料					○		
始末書							
委任状	○	○	○	○	○	○	○

※ ◎印は事業計画者が法人の場合は必要。農業用施設や店舗も法人の場合は必要となります。

*印は任意添付